

国保だより

平成25年6月16日発行
 平成25年 第3号
 保険医療助成課
 ☎229-3160 ☎229-5001

平成25年度国民健康保険料納入通知書の送付

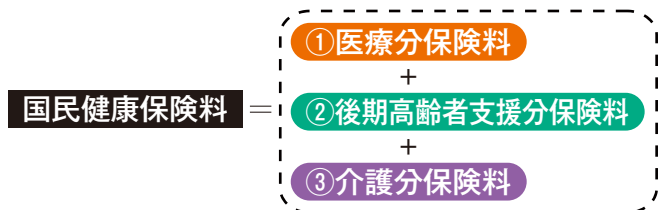
国民健康保険(以下「国保」という)の保険料納入通知書は、7月10日(水)に加入世帯の世帯主宛てに発送予定です。

保険料の納付義務者は世帯主

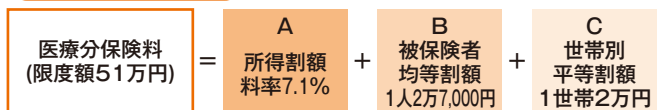
世帯主に国保の資格がない場合でも、その世帯の世帯員が国保に加入しているときは、当該世帯主が国保の世帯主となり、国保の各種届け出の義務と国民健康保険料(以下「保険料」という)の納付義務を負い、国保の現金給付を受ける権利があります。

保険料の計算方法

年間の保険料は次のように計算します。



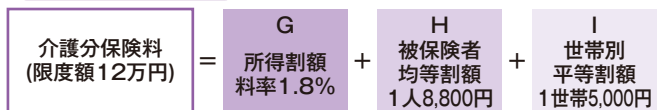
①医療分保険料



②後期高齢者支援分保険料



③介護分保険料



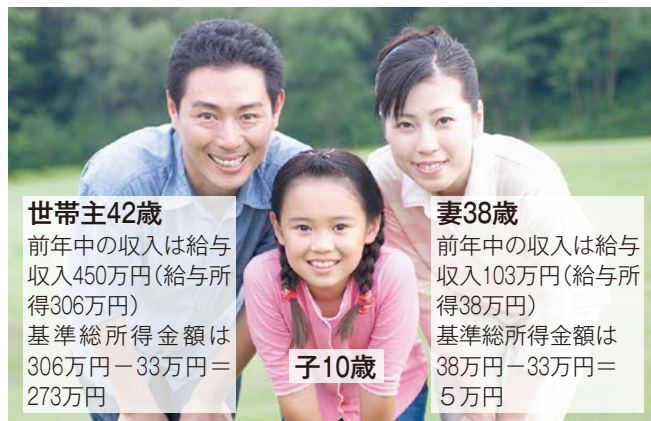
※介護分保険料(介護保険第2号被保険者分)は、加入世帯に40歳以上65歳未満の被保険者がいる場合にかかります。

<所得割額の計算方法>

所得割額 = 基準総所得金額 × 所得割料率

※基準総所得金額とは、所得合計額から基礎控除額33万円を差し引いた額です。なお、所得合計額が33万円以下の場合には0円とします。世帯の所得割額を算出するときは、加入者全員について算出し、世帯で合算した額となります。

保険料の計算例



①医療分保険料

(国保の加入者全員にかかります)

A 所得割額 (273万円+5万円) × 7.1% = 19万7,380円

B 被保険者均等割額 2万7,000円 × 3人分 = 8万1,000円

C 世帯別平等割額 1世帯につき2万円

A + B + C = 29万8,380円

②後期高齢者支援分保険料

(国保の加入者全員にかかります)

D 所得割額 (273万円+5万円) × 2.0% = 5万5,600円

E 被保険者均等割額 7,700円 × 3人分 = 2万3,100円

F 世帯別平等割額 1世帯につき5,800円

D + E + F = 8万4,500円

③介護分保険料

(40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者にかかります)

G 所得割額 273万円 × 1.8% = 4万9,140円

H 被保険者均等割額 8,800円 × 1人分 = 8,800円

I 世帯別平等割額 1世帯につき5,000円

G + H + I = 6万2,940円

